

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

まち元気「ひと・しごと・にぎわい」創生事業

2 地域再生計画の策定主体の名称

熊谷市

3 地域再生計画の区域

熊谷市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は古くから交通の要衝として商工業が発展してきた。JR熊谷駅を核とした中心市街地には、多数の大型商業施設や商店街が集積し、県北地域住民の都市利便施設・機能としての役割を担い、周辺市町村からの買い物客が集い賑わっていた。しかし、近隣自治体や郊外への大型店舗の立地と高齢化及び後継者不足による商店街の衰退進行により、現在では、中心市街地の空洞化（H20：16.4%、H26年18.5%と2.1ポイント悪化）が顕著になっている。このような状況が、買い物難民の増加（中心市街地の小売業事業所数は、H19：411件、H24：328件と5年間で20.2%減少）や商業活動の維持、そして、魅力あるまちづくりに大きな影響を及ぼしている。

また、国宝等の観光名所や全国大会が開催されるスポーツ施設等の地域資源があるにもかかわらず、中心市街地の核となるJR熊谷駅からの公共交通の脆弱性や、中心市街地のまちづくりの推進組織が機能・連携しておらず、地域資源の有効活用が図られず、交流人口が伸び悩み、中心市街地の商業振興・稼ぐ力が低下している。毎年度実施している市民アンケートにおいても、魅力ある商業施設による中心市街地の活性化（H27アンケート回答者の31.4%該当）及び公共交通の充実（H27アンケート回答者の44.3%該当）の要望が寄せられ、人口移動では、東京や県南への若年層の転出超過とUIJターン減少による社会動態の減少が顕著となっている。

そこで、本市の強みである中心市街地にある5つの大型商業施設の集客力を増大し、周辺の専門店・商業店舗と連携させ、子供から高齢者まで様々な世代のニーズが充足するマーケットが構築されるとともに、それらの集客を目当てとする新規創業を促進し、中心市街地の商業施設・店舗の稼ぐ力を生み出す。

特に女性への創業・起業支援及び復職機会の創出で、様々な働き方による社会進出を促進し、生産人口を増加させるとともに一億総活躍社会を目指す。

そして、来訪者の利便性の向上のための環境を整備し、まちなかの回遊性を高めるとともに、中心市街地活性化の担い手を育成し、その担い手が大型商業店舗や個人商店で構成される中心市街地エリアへ市内外からの誘客のための事業を企画・実施し、まちの元気を創出するものである。

【数値目標】

項目	H29.3月	H30.3月	H31.3月
観光客入込客数	360万人	370万人	380万人
中心市街地空き店舗率	17.0%	16.7%	16.6%
中心市街地の歩行者・自転車通行量	22万人	22.5万人	23万人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体概要

中心市街地の顧客層の異なる5つの大型商業施設の推進組織と周辺の特徴ある商業店舗との連携で、全国一律の店舗内容の郊外型大型ショッピングセンターとは差別化を図り、市内外の人々にとって、中心市街地が大きな買い物エリアとなるようにぎわいを創出する。

そのために、商工会議所は創業者を育成し、空き店舗の活用を図る。また女性の復職・起業支援に注力することで、生産人口の増加、女性の社会進出を促進し、一億総活躍社会の実現を目指すため、中心市街地の活性化のコーディネートを、株式会社まちづくり熊谷が担っていくものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 実施主体

熊谷市

2 事業の名称及び内容：まち元気「ひと・しごと・にぎわい」創生事業

本事業は、中心市街地の集客力のある5つの大型商業施設が推進組織を設置し、周辺専門店と連携して、起爆剤としての誘客事業を高頻度で実施し、中心市街地に集客し、同時に、商工会議所が創業のためのセミナーやノウハウを習得するための機会を提供する創業支援事業を実施し、商業者（特に潜在的生産人口である女性）の育成を図り、創業希望者をまちなか導線の空き店舗等に誘導して、にぎわいを創出するもので、創業希望者の出店に際しては、商工会議所と関係の深い金融機関と

の連携を図り、立ち上げだけでなく、開業後を見据えた課題解決、本格的出店のための資金調達、マーケット・販路拡大へ向けた助言等、経営者としての自立を促すための環境を整備し、経営を安定させ、稼ぐ力を育成する。

そして、中心市街地への集客・出店の促進は、株式会社まちづくり熊谷が、中心市街地のまちづくりのけん引役として、大型商業施設事業者・推進組織や個人事業者との連絡調整を行い、誘客イベントの企画実施、まちなか情報発信により、中心市街地の一層の活性化を図るとともに、創業者の出店を積極的にサポートしていく。

なお、行政は、誘客を促進するため、来街者の利便性向上を図るWi-Fi整備等の都市環境整備により、まちなかの回遊性を高めるほか、バスロケーションシステムの構築により、市内買い物客やスポーツ観戦者等の公共交通利用者を、中心市街地の核となるJR熊谷駅に誘導して、購買機会を高め、商店街等を活性化する。

また、行政では、事業拡大等による事業者の人材不足を補い、女性の社会進出を促進するため、それぞれの女性の希望を踏まえた条件での復職を支援する相談・登録窓口を設置し、ニーズのある事業者等とマッチングする。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

行政は、株式会社まちづくり熊谷への活動支援で中心市街地の新たな担い手を創出し、女性の復職・就労支援の窓口設置等で人材を確保する。民間は、5つの大型商業施設の実行委員会組織設立と集客イベント実施で周辺商店へ買い物客を誘導し購買力を高め、商工会議所の創業起業支援で新規創業者を創出し、創業者の出店に際して空き店舗の活用を促進するなど、中心市街地のにぎわい創出・活性化に、官民の協力とそれぞれの責任・役割分担を踏まえて、連携・協力する。

【地域間連携】

該当なし

【政策関連連携】

中心市街地では、顧客層の異なる5つの大型商業施設が連携・協力して、子供から高齢者まで様々な世代をターゲットとした集客イベント等を頻繁に実施し、周辺商店へも買い物客等を誘導することで、中心市街地が大きな買い物エリアとなり、全ての世代のニーズが充足するマーケットが構築され、市内外からの誘客が見込める。全国一律の店舗内容になっている郊外型の大型商業施設にはない、個人店舗の特色を加味した、中心市街地の魅力を向上できる。

そのような中心市街地への集客は、空き店舗を活用した創業を誘発できるが、創業希望者は、金融機関と密接な関係のある商工会議所の創業起業支援事業により、起業のノウハウの習得・経営相談等で育成し、特に女性の創業起業に注力するため、女性を対象としたセミナー・個別相談で手厚く支援し、新たな働き方の提案で、出店の機会を増加させる。

そのほか、潜在的な生産人口である女性については、希望する働き方をヒアリングして就労につなげていくための女性専門の相談・登録窓口を設置し、復職や社会進出の機会をつくり、事業拡大等に伴う事業所の人材不足を解消するとともに、一億総活躍社会の実現を目指す。

なお、株式会社まちづくり熊谷は、空き店舗活用のための調査等を実施するとともに、イベント企画・実施や情報発信で、中心市街地のにぎわい創出を図るまちづくりのけん引役となっていく。

同時に、行政による公共交通の利便性の向上等の都市機能整備で、市内外からのJR熊谷駅を核とする中心市街地へ誘導を推進する。

【自立性】

集客効果による大型商業施設及び周辺商業店舗の収益増加、創業事業者の増加による商工会議所の安定運営及び株式会社まちづくり熊谷の収益事業の実施で、H31年度を目途に自立を目指す。

【その他の先導性】

顧客層は異なるが、ライバルである5つの大型商業施設の企画・協力体制から生まれる誘客策を中心市街地全体に波及させる。

また、女性の復職のための窓口設置と就労機会の創出のための企業という新しい働き方を提案する。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

項目	H29.3月	H30.3月	H31.3月
観光客入込客数	360万人	370万人	380万人
中心市街地空き店舗率	17.0%	16.7%	16.6%
中心市街地の歩行者・自転車通行量	22万人	22.5万人	23万人

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度末時点のKPIの達成状況を、総合政策部企画課が取りまとめ、有識者会

議で検証し、総合戦略や事務事業の実施に反映させる。検証結果はホームページを利用する。

6 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

① 法第5条第4項第1号に関する事業【A3007】

総事業費 52,080 千円（うち公共ハード事業 0 千円）

上記事業費総額 52,080 千円のうち、1/2 の事業費に対して本交付金を充てる。

7 事業実施期間

地域財政計画認定の日から平成31年3月31日（3か年度）

8 その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-1 支援措置によらない独自の取組

・JR熊谷駅正面口整備

公共交通を利用する市内外からの来街者が、中心市街地の核となるJR熊谷駅に集客するように、公共交通の起点として機能的に利用できるように、バス、タクシー、一般車両の乗降等のエリアを整備する。

・連節バス導入事業

公共交通利用観光客の利便性の確保と効率的な運行で観光客等の増加を図り、中心市街地の核であるJR熊谷駅への誘導を図るため、連節バスを導入する。

・WI-FI整備事業

まちなかの回遊を促進し、来街者の利便性を向上させるため、情報発信の手段としてWI-FIを整備する。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

有識者会議で検証・評価する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度8月に、事業実績を踏まえKPIの達成状況を検証する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

ホームページで公表する。